

コラム 66 — ハルノートに対するパール判事の見解

パール判事は、「現代の歴史家でさえも、次のように考えることができる。すなわち、今次戦争についていえば、真珠湾攻撃の直前に、アメリカ政府が日本政府に送ったものと同じ通牒を受け取った場合、モナコ公国、ルクセンブルグ大公国のような国でさえも、アメリカに対して武器を持って起ち上がったであろう」と述べ、日本の指導者たちが愛国者である限り、アメリカの苛酷なる最後通牒を退けて、立ち上がらざるを得なかったのは当然であり、日本にとって、生存のため自衛のため、やむをえない措置であったとしています。

そして、「ルーズベルト大統領とハル國務長官は、右の覚書に含まれた提案を、日本側が当然受諾し得ないものと思っていたので、日本側の回答を待つことなく、右の文書が日本側代表に手交されたその翌日、アメリカの前哨地帯の諸指揮官に対して、戦争の警告を発し、戦争態勢に入ることを命令していたのである。ロバート報告書は、アメリカの前哨指揮官たちが11月27日、すでに開戦の日が迫っているという警告を入手したと明言している。」とその証拠をあげて、太平洋での戦いは事実上、11月27日から始まったことを立証しています。